

江川漁業協同組合漁業権操業規程

第1条 本組合の漁業権に基づき操業については、江川漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権行使規則(以下「行使規則」という)のほかこの規程の定めるところによる。

第2条 本組合の有する漁場に於ける種別の漁法を下記のとおり分類する。

種 別	漁 法
第1種漁業	手掛網、刺網(浮子方の長さ75m以下)で船の使用ができる。
第2種漁業	刺網、建網(浮子方の長さ30m以下)で船の使用ができない。
第3種漁業	びっく、ちゃぐり、投網、こねおこし、たも網(にぎりかき)、手先網、待ち網、竿釣、手釣、延縄、うなぎ籠、かに籠で船の使用ができる
第4種漁業	竿釣、手釣、(鮎釣を除く)

2. 船の使用は本流に限る。

3. 第1種及び第2種漁業を営む場合の補助員は1名に限る。

第3条 前条のほか下表により、特別許可漁業として許可を与えることができる。

漁 法	漁獲物の種類	漁業資格	制 限
鯉建引網漁業	鯉	1種漁業	
丈高網漁業	鮎	1種漁業	
瀬網漁業	すずぎ	1種漁業	許可数の制限有り
うなわへら漁業	鮎	1種漁業	
おがらざり漁業	鮎	1種漁業	許可数の制限有り
投網漁業	鮎・その他	3種漁業以上	支流に限る
視水器使用漁業	鮎・うなぎ	3種漁業以上	投網、うなぎ籠に限る
もくずがに漁業	もくずがに	3種漁業以上	

2. 前条の第1種、第2種漁業及び前項の特別許可漁業については組合の定める期日までに申請書(別紙様式)を組合に差出し許可を得なければならない。ただし第1種、第2種漁業は正組合員に限る。

3. 前項により既に許可を得た第1種、第2種漁業は漁業を休止する旨の申告をなすまでその効力を継続する。ただし、その年の賦課金額を徴収期日までに納入しない場合は許可を取り消すものとする。

4. 第2項の特別許可漁業は、許可期間を1年とし、毎年更新するものとする。ただし、3年以上の更新がない場合は権利を失うものとする。

5. 親魚保護のため、おがらざり漁業については、現許可者以外への権利継承は行わないものとする。

6. 特別許可業については、水産資源の維持増大に著しく支障をきたすおそれがある場合、理事は許可の制限若しくは許可を与えないことができる。

第4条 第1種及び第2種漁業の許可統数は380統以内とする。

第5条 もくずがに漁業については特別許可漁業と籠漁業に区分する。

2. かに特別許可漁業の許可数は30統以内とし、かに網1丈または、かに籠4個のどちらかの使用を認める。許可を受けたものは組合への出荷を義務とし、組合の発行する許可証を漁具に備え付け、組合の定める場所で操業するものとする。

3. かに籠漁業については、組合員一人につき、かに籠1個を認め、操業時は組合の発行する氏名、組合員番号、操業場所を明記した許可証を漁具に備え付ける。

第6条 河川の支流に於いては網類の使用は鮎漁に限り7月31日まで禁止する。ただし、にぎりかきについては増水時、待ち網については増水時後の引き水のみ使用を6月1日から認める。

第7条 江川支流、濁川の断魚溪下流、八戸川発電所放水口下流及び出羽川流域に於いての照明器具は、8月7日以降使用することができる。ただし八戸川第一発電所放水口上流に於いては9月10日より使用できる。

第8条 堰堤を利用してする網漁業は堰堤中心線より上流30mの間は禁止する。

2. 刺網漁業で網の曳き寄せは禁止する。

3. 全ての漁法において、場所とりのため、昼夜問わず漁場に浮き等を設置することは禁止する。

第9条 漁船けい留のちゃぐり、友釣漁業は片投げ、片かけを原則とし、錨縄は総長10尋(15m)を越えてはならない。ただし他の漁業者に害を及ぼさない場合はこの限りではない。

第10条 禁漁区にあっては人工孵化事業に従事する者であることを組合に於いて認められた者の他、漁業を目的としてこの地区に立ち入ってはならない。

第11条 漁業に従事する場合は、組合より交付したる漁業許可書を携帯しなければならない。

第12条 本規程および行使規則、遊漁規則による取締りについては専属監視員のほか総代及び各組合員が監視取締りの任にあたるものとする。

第13条 第3条の許可申請期日並びに新規または変更の許可については理事会の議決によるものとする。

附 則

・この規程は、平成25年3月17日より施行する。

・この規程は、平成28年3月20日より一部変更し実施する。(第8条3項を追加)

・この規程は、令和3年3月14日より一部変更し実施する。(第2条1項、第4種を追加)